

経営者、総務・経理担当者のためのメルマガ202508号

差出人: 慶徳孝一税理士事務所 <keitoku@d3.dion.ne.jp>

日時: 2025年7月31日 14:50:47 JST

宛先: ファロス通信愛読者グループ <keitoku@d3.dion.ne.jp>

件名: 税務・経営最新情報 2025年8月号 並びに ファロス通信 2025年8月号 をお送り致します

一 経営者、総務・経理担当者のためのメルマガ

税 務 ・ 経 営 最 新 情 報	2025年8月号
-----------------------------------	----------

いつもお世話になっております。

味戸隆祥税理士事務所の味戸隆祥です。

本格的な夏を迎え、熱中症に注意が必要な時期となります。

こまめに水分補給をしたり、定期的に休憩時間を設けたりするなど、
普段より自身や職員の体調に気を配るようにしましょう。

さて、今月のメルマガの内容は以下の通りです。

本号のコンテンツ

- やさしい税務会計ニュース: 毎週火曜日に更新します。
- お仕事カレンダー : 8月に行うべき業務などをまとめました。
- 会話形式で楽しく学ぶ : 11月30日以前の年末調整とその後
税務基礎講座
- 旬の特集 : 前年度を上回る賃上げを行う企業の割合
- WORD、EXCELでそのまま : 今月の1本 立替経費精算書
使える経理総務書式集



■ やさしい税務会計ニュース

税務・会計のニュースを分かりやすく解説します。更新は毎週火曜日です。

7月22日公開のニュースは、

“令和7年分所得税からの給与所得控除額の改正内容”です。

私は会社で経理・給与計算を担当しています。

令和7年度税制改正により、給与所得控除額が一部変更(引き上げ)と
なったそうですが、その改正はどの年分の所得税から適用されるのでしょうか。

↓ニュースの詳細はこちら↓

http://www.koriyama-taxoffice.com/news-contents_8840.html



■ 経理総務担当者のための今月のお仕事カレンダー(8月分)

更新は毎月25日です。

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、
発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

8月12日 源泉所得税・復興特別所得税

・住民税等特別徴収分の納期限(7月分)

8月31日 健康保険・厚生年金保険料の支払期限(7月分)(9月1日期限)

8月31日 個人の県民税・市町村民税の納期限(第2期分)

8月31日 個人の事業税の納期限(第1期分)

↓詳細はこちら↓

http://www.koriyama-taxoffice.com/monthly-work_8835.html



■ 会話形式で楽しく学ぶ税務基礎講座

会計事務所に寄せられる相談を会話形式でまとめました。

更新は毎月10日です。

【7月10日公開のテーマ】

“11月30日以前の年末調整とその後”

基礎控除等の改正適用前に行った年末調整について、
その後はどうすればよいですか？

↓詳細はこちら↓

http://www.koriyama-taxoffice.com/q-and-a_8821.html



■ 旬の特集

企業経営などに役立つテーマを特集としてお届けします。

7月25日公開の特集は

“前年度を上回る賃上げを行う企業の割合”です。

今年度の企業の賃金引き上げに関するデータをご紹介します。

↓詳細はこちら↓

<http://www.koriyama-taxoffice.com/season-contents.html>



■ WORD、EXCELでそのまま使える経理総務書式集

そのままご利用いただける書式集をご用意しました。
今月の1本をご紹介します。

【立替経費精算書】

社員が出張経費などを立替支給した際、
それを精算するための書類のサンプルです。

↓ダウンロードはこちらから↓

https://www.gazou-data.com/contents_share/105/139/tatekae.xlsx

編 | 集 | 後 | 記 |

疲労や睡眠不足、食欲不振などで免疫力が低下しやすくなります。
夏風邪など体調には十分お気をつけて、
皆様お元気でこの夏を乗り切られますようお願い申し上げます。

発行元:味戸隆祥税理士事務所

TEL 024-951-1922

ホームページ : <http://www.koriyama-taxoffice.com/>

慶徳孝一税理士事務所

FAX 024-951-1968

=====